

北九行監一第197号

令和元年10月8日

請求人 (記載省略) 様

北九州市監査委員	井上 勲
同	廣瀬 隆明
同	香月 耕治
同	河田 圭一郎

住民監査請求（北九州市職員措置請求）について（通知）

令和元年9月30日付けで、地方自治法第242条第1項の規定により提出された住民監査請求については、下記のとおり却下することに決定したので通知します。

記

本件請求は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないため、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

【理由】

法第242条第1項は、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添えたうえで、監査委員に対し、監査を求め、当該行為によって当該普通地方公共団体がこうむった損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定している。

しかし、今回の請求書において対象者とされている社会福祉法人の職員は、北九州市の職員ではないことから、当該職員の行為は本市の職務行為とは言えず、同条が規定する住民監査請求の要件を欠いている。

参 考

請求書の要旨（請求書の原文のまま掲載）

社会福祉法人 A が運営する児童養護施設 B の C 施設長（以下「C 施設長」と言う）および児童養護施設 D の E 施設長（以下「E 施設長」と言う）は、北九州市職員の職務行為に当たる養育監護業務を執り行う者である。

その C 施設長は、平成 30 年度から令和元年にかけて合計で金 21,634 円を公金である措置費から支出した。他方、E 施設長は令和元年度において、携帯電話使用料金 33,572 円を公金である措置費から支出した。

当該両施設長のこれらの支出は、以下の原因から児童養護施設の職務とは関連のないことが明らかであり、公金である措置費から支出することは違法、不当である。よって、監査委員は北九州市長に対し、当該両施設長に対して、支出額の返還をさせるなど、必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

注 プライバシー保護の観点から、個人名及び法人名等については記号化した。